

第1章 目的と概要

第1章 目的と概要	1
第1節 豊中市伊丹市クリーンランドの概要	2
1. クリーンランドの概要について	2
1-1. 設立経緯	2
1-2. クリーンランドの位置	2
2. クリーンランドの施設配置（現在）	3
第2節 新ごみ処理施設整備事業の経緯と概要	4
1. 新ごみ処理施設整備事業に関する検討経緯	4
2. 新ごみ処理施設整備事業の概要	6
第3節 新ごみ焼却施設整備基本計画の概要	7

第 1 章 目的と概要

豊中市伊丹市クリーランド（以下「クリーンランド」という。）は、豊中市と伊丹市から排出される一般廃棄物の中間処理を行うことを目的に、昭和 36 年に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

クリーンランドでは、一般廃棄物のうち可燃ごみを処理する焼却施設は竣工後 34 年が経過し老朽化が進行していることから、これに替わる新ごみ焼却施設の建設事業を進めており、ごみ処理施設整備事業の基本方向「森の中の再生工場・3R 推進」の実現を目指し、循環型社会に寄与する新ごみ焼却施設整備の基本的事項を定めた「新ごみ焼却施設整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）を策定することとしました。

整備基本計画の策定にあたっては、昨年度に「新ごみ焼却施設整備基本計画策定に係る基礎調査」を実施し、整備基本計画策定に向けた基礎情報の収集を進めるとともに、整備基本計画策定に向けての様々な検討を行うための組織として、平成 20 年 9 月に新ごみ焼却施設の基本的方向性（整備基本方針等）を検討するために学識経験者、近隣地区代表者、公募市民、環境団体関係者、労働組合代表を委員として構成する「新ごみ焼却施設整備基本計画検討委員会」を組織し、また、平成 21 年 6 月には新ごみ焼却施設の技術的事項に関する検討を行うために学識経験者を委員として構成する「新ごみ焼却施設整備基本計画技術委員会」を組織し、様々な検討課題に取り組んできました。

第1節 豊中市伊丹市クリーンランドの概要

1. クリーンランドの概要について

1-1. 設立経緯

クリーンランドは、豊中市と伊丹市から排出される一般廃棄物の中間処理を行うことを目的に、昭和36年に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

昭和30年代に入って以降、国民の生活水準の向上や社会情勢の変化による環境衛生に対する関心が高まり、豊中・伊丹両市においても、従来は埋立処理を行っていたごみやし尿について衛生的に終末処理する方法を早急に考えなければならない状況にありました。

しかしながら、当時は両市とも大都市周辺のベッドタウン的存在として急激な人口増加を伴った時期でもあり、処理施設建設用地の確保は非常に困難な状況にありました。このような背景のもと、豊中市（大阪府）・伊丹市（兵庫県）という行政区域の異なった両市ではありますが、大阪国際空港、猪名川に隣接する両市の境界線上に近隣住民の理解と協力を得て用地を確保し、円滑な中間・終末処理を行うための特別地方公共団体（一部事務組合）として設立されました。

その後、数度の組合規約の一部変更（名称変更含む）や中間処理施設の建設・更新を経て、現在の姿となりました。

1-2. クリーンランドの位置

クリーンランドは、大阪府豊中市と兵庫県伊丹市の境界に位置しており、北方向300mには大阪国際空港が位置します。

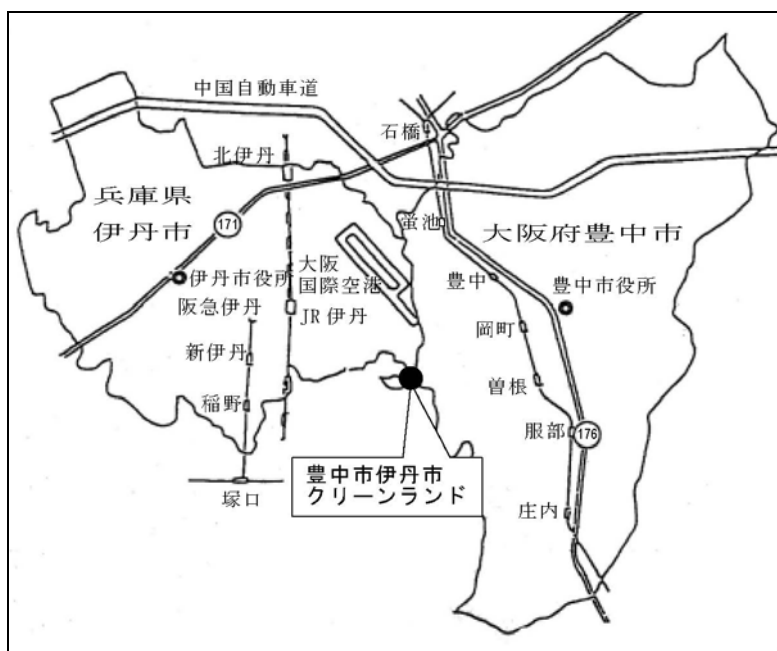


図1-1 クリーンランド位置図

2. クリーンランドの施設配置（現在）

クリーンランドにおける現在の各施設の配置は、図1-2のとおりです。

クリーンランドの敷地面積は 59,420m²（ごみ焼却場都市計画決定面積：47,000m²）であり、都市計画法に基づく用途地域指定は、準工業地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）となります。各施設は用地のほぼ中央の駐車場を囲むように配置しており、ごみ焼却施設は西側に、粗大ごみ処理施設は東側に、余熱利用施設であるクリーンスポーツランドは南側に配置しています。



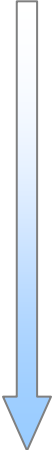
図1-2 クリーンランド施設

第2節 新ごみ処理施設整備事業の経緯と概要

1. 新ごみ処理施設整備事業に関する検討経緯

クリーンランドでは、ごみ処理施設の更新に向けて平成14年度に「豊中市伊丹市クリーンランドごみ処理施設整備基本構想」を策定し、この構想において、新ごみ処理施設を「森の中の再生工場」とするコンセプトを揚げ、以降、毎年度、事業の基本的な計画や事業方式等を検討してきました（表1-1）。

表1-1 新ごみ処理施設整備事業に関するこれまでの検討経緯（要約）

- 
- 平成14年度 「森の中の再生工場」という理念を提案
 - 平成15年度 各施設の建て替えにおける基本的な計画を策定
 - 平成16年度 配置計画や事業の基本事項を整理
 - 平成17年度 PFI導入可能性調査でVFM等の定量評価を実施し、課題を抽出
 - 平成18年度 「事業方式の検討及び総合評価」「施設配置計画の検討」が完了
 - 平成19年度 新ごみ焼却施設は公設公営方式、（仮称）リサイクルセンターは公設民営方式で整備運営を行うことが決定
 - 平成20年度 第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定）策定
（仮称）リサイクルセンター整備基本計画策定

（1）豊中市伊丹市クリーンランドごみ処理施設整備基本構想〔H15.3〕

豊中市及び伊丹市の総合計画や国・府県のごみ処理に関する諸計画との整合を図り、基本的な考え方や長期的な整備方向を再度検討し、クリーンランドの長期的ビジョン、すなわち「基本構想」を策定しました。この基本構想では、緑のネットワークづくりを基調とした「森の中の再生工場～グリーンランド構想～」をコンセプトに、適正処理、市民との協働、まちづくりの3つの視点をもとにしたごみ処理の将来像を提起しています。

（2）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〔H16.3〕

長期的なごみ処理施設整備の方向を示す「ごみ処理施設整備基本構想」実現をめざした新たな具体的方針を定めるため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

（3）PFI基礎調査〔H17.3〕

今後予定する施設整備における施設計画の検討を始め、既存施設の運営維持管理等も含めた各事業範囲、施設の配置や事業方式及び事業スケジュール等の基礎的事項の調査を行い、次年度に予定する「PFI導入可能性調査」の前提条件を整理しました。

（4）PFI導入可能性調査〔H18.3〕

前年度実施した「PFI基礎調査」の結果を基に、VFM等の定量的評価や定性的評価により、

事業方式並びに施設計画の検討を実施しました。

本調査により、DBO、BTO（一括型／割賦型）において VFM が確認され、DBM、BOT ではマイナスとなり、VFM が確保できる事業方式のなかでは、DBO が 10.5%～12.2%と最も高く、以下、BTO（一括型）、BTO（割賦型）の順となることが判明、VFM の数値のみから評価した場合、DBM と BOT に取り組むインセンティブが低いことが判明しました。

（５）ごみ処理施設整備にかかる事業化に向けた検討報告書〔H19.3〕

事業方式の決定には、公平かつ公正な判断が必要となることから、公募市民、近隣地区代表及び学識経験者等から構成する「事業化検討委員会」を設置し、定量的評価と定性的評価により、事業方式を中心に配置計画やその他の検討課題について議論を実施しました。

検討の結果、定量的評価では、公設公営方式と比較して、公設民営（DBO）方式が最も費用削減効果が高く、次に BTO（一括）方式、BTO（割賦）方式という順位になると評価されました。一方、定性的評価では、公設公営、PFI のいずれをとる場合においても、モニタリング体制の構築が必要であり、情報の開示や透明性の確保とともに、市民・近隣住民がモニタリングに関与する仕組み等が必要であることが指摘され、PFI 方式に対してはデメリットが多く、公設公営が優位という判断となったことが報告されました。

最終的には、新ごみ焼却施設は「公設公営」方式を、（仮称）リサイクルセンターは「公設民営」方式を採用することとしました。

（６）豊中市伊丹市クリーンランド第 2 次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改定）〔H20.8〕

近年の新たな法制度の動向や、関係者の取り組みの進展、社会経済情勢の変化等を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するための取り組みをさらに強めていくという考えのもと、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定しました。

この基本計画では、クリーンランド行財政改革大綱の内容などを踏まえ、第 2 次ごみ処理基本計画（平成 15（2003）年度）を見直し、平成 30（2018）年度までを見据えたクリーンランドの方向性が示されています。

（７）豊中市伊丹市クリーンランド（仮称）リサイクルセンター整備基本計画〔H20.8〕

当計画は、クリーンランドにおけるこの間の検討経緯を踏まえた上で策定した、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、（仮称）リサイクルセンター整備運営事業の実施にあたっての基本計画として位置づけるものです。当計画では、施設の整備運営の基本方針として、「品質及び資源化率重視」とすることが示されました。

（８）新ごみ焼却施設整備基本計画策定のための基礎調査〔H21.3〕

本施設の整備基本計画策定に先立ち、必要な基礎情報の収集と取得を目的とする基礎調査を実施しました。当調査では、最新処理技術の動向、環境保全及び省エネルギー計画、敷地の緑化及び景観を含む施設配置計画、及び先進事例調査・分析等に関する基礎的事項を具体的かつ体系的に調査・検討・整理し、新ごみ焼却施設整備基本計画策定にあたっての基礎情報として参照するものとししました。

2. 新ごみ処理施設整備事業の概要

新ごみ処理施設整備事業はクリーンランドの施設全体の更新と跡地整備からなる事業であり、全体事業の竣工は平成 30 年度を予定しています。

平成 24 年度に稼働予定の粗大・不燃ごみ及び資源ごみを処理する（仮称）リサイクルセンターは、現在の駐車場の敷地に整備し、平成 28 年度に稼働予定の「新ごみ焼却施設」は、敷地東側の既存の粗大ごみ処理施設の解体撤去した跡地に整備します。その後、敷地の西側にある既存のごみ焼却施設を解体して、その跡地に駐車場や植栽等の整備が行われる計画です。

表 1-2 新ごみ処理施設整備事業の概要

整備項目	概 要
リサイクルセンター整備事業 ※公設民営方式による事業の実施	平成 18～20 年度 環境影響調査、整備基本計画策定 平成 21～23 年度 設計・建設 平成 24 年度 施設供用開始
新ごみ焼却施設整備事業 ※公設公営方式による事業の実施	平成 19～21 年度 環境影響調査、整備基本計画策定 平成 22～23 年度 実施計画、施設規模の見直し 平成 23～27 年度 粗大ごみ処理施設解体、設計・建設 平成 28 年度 施設供用開始予定
旧ごみ焼却施設跡地整備	平成 28～29 年度 旧ごみ焼却施設解体 平成 30 年度 周辺整備工事



図 1-3 豊中市伊丹市クリーンランド全体事業竣工計画図（平成 30 年度）

第3節 新ごみ焼却施設整備基本計画の概要

整備基本計画の策定は、平成14年度に策定した基本構想の中で掲げる「森の中の再生工場」の基本理念のもと、安全・安心・安定稼動を確保しつつ、経済的・効率的に豊中市・伊丹市における循環型社会の構築に貢献できる「新ごみ焼却施設」を整備するために必要な基本的事項を定めることが目的です。

このため、クリーンランドでは整備基本計画を策定するにあたり、広く市民の意見を反映しながら施設の基本的事項の検討を進めることを目的として、学識経験者、近隣地区代表者、公募市民、環境団体関係者、労働組合代表を委員とした「検討委員会」を平成20年9月に組織し、「整備基本方針」「敷地内緑化」および「省エネルギー対策」について検討を進めてきました。

また、施設のより具体的な姿について技術的側面から検討を行うことを目的として、最新のごみ処理技術に関する豊富な見識のある学識経験者を委員とした「技術委員会」を平成21年6月に組織し、「処理方式」「公害防止基準」「余熱利用計画」などの技術的側面の検討を進めてきました。

整備基本計画の策定にあたっては、両委員会から報告される「検討委員会報告書」ならびに「技術委員会報告書」の内容を踏まえて、取りまとめを行うものです(図1-4)。

豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設整備基本計画検討委員会 設置の目的

豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設整備基本計画検討委員会は、豊中市伊丹市クリーンランドが実施を予定する新ごみ焼却施設の整備事業に関して、学識経験者、近隣地区代表者、豊中市・伊丹市の環境団体関係者、公募により選ばれた豊中市・伊丹市の市民代表、労働組合代表を構成員として、広く市民の意見を反映しながら施設の基本的事項の検討を行い、「検討委員会報告書」として取りまとめることを目的として設置する。

豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設整備基本計画技術委員会 設置の目的

豊中市伊丹市クリーンランド新ごみ焼却施設整備基本計画技術委員会は、豊中市伊丹市クリーンランドが実施を予定する新ごみ焼却施設の整備事業に関して、学識経験者を構成員として、施設のより具体的な姿について技術的側面から検討を行い、「技術委員会報告書」として取りまとめることを目的として設置する。

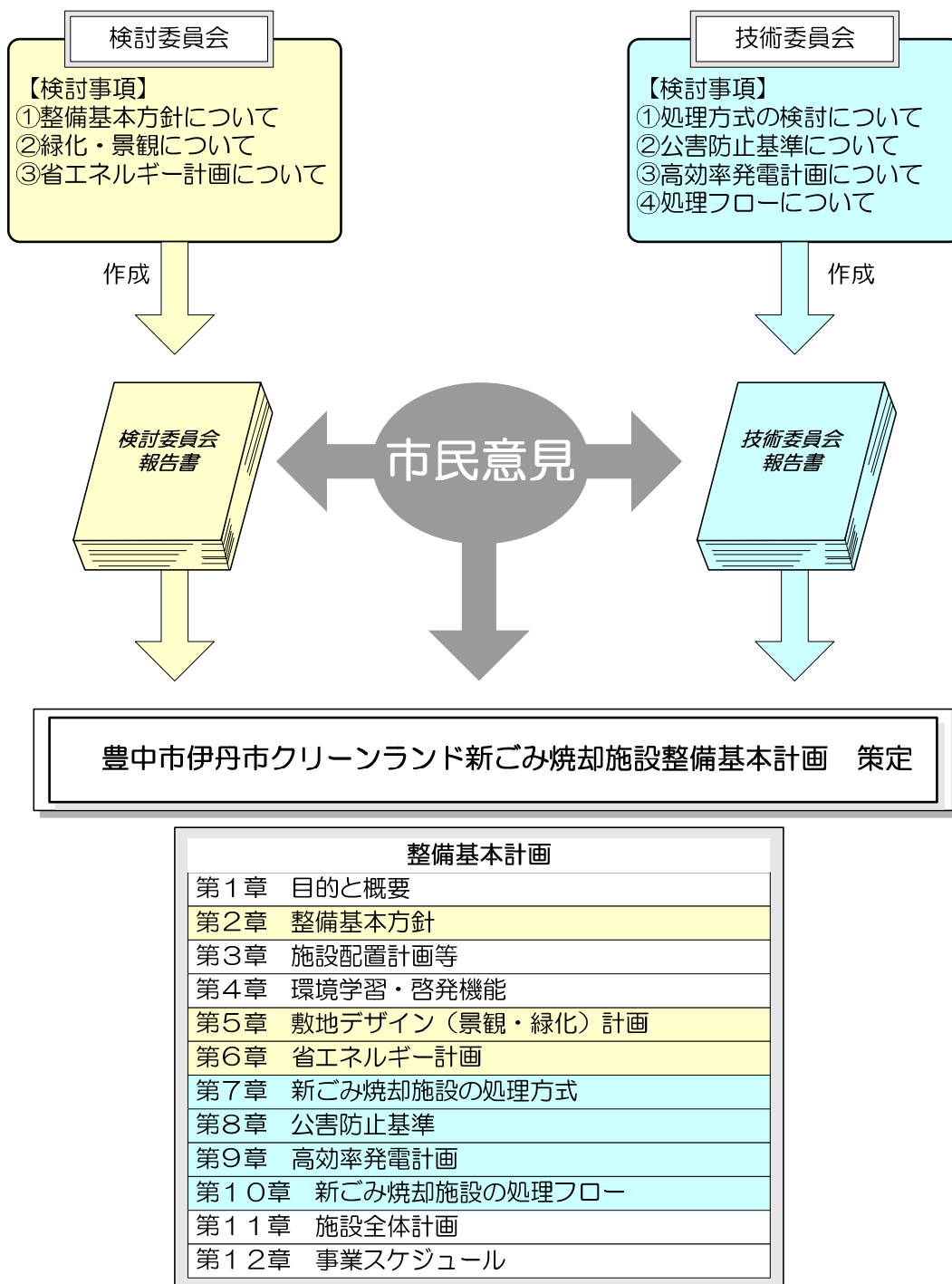


図1-4 新ごみ焼却施設整備基本計画策定までのフロー図